

高校生等奨学給付金（世帯構成別）

（道府県民税所得割及び市町村民税所得割非課税世帯）

高校生等（年齢は問わない）

15歳（中学生は除く。）以上～23歳未満

当該高校生等以外に被扶養者である通信制に在学している高校生等がいる場合

世帯A

第2子以降



国公立129,700円

第2子以降



国公立129,700円

通信制



国公立 36,500円



※扶養されていない

（注）1年生の時、「第1子」であった高校生等も、2年生になった時、通信制の高校生等が入学してきた場合には、「第2子」の単価となる。

世帯B

第2子以降



国公立129,700円

第2子以降



国公立129,700円

通信制



国公立 36,500円



※扶養されている

当該高校生等以外に被扶養者である15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合

世帯C

第2子以降



国公立129,700円



※扶養されている

世帯D

第2子以降



国公立129,700円

第2子以降



国公立129,700円

高校生等（年齢は問わない）

15歳（中学生は除く。）以上～23歳未満

被扶養者である給付金の対象となる高校生等の兄又は姉がいる世帯

世帯E

第1子



国公立 84,000円

第2子以降



国公立 129,700円



※扶養されていない

被扶養者である給付金の対象となる高校生等の兄及び姉がいない世帯

世帯F

第1子



国公立 84,000円



※扶養されていない

通信制に在学している高校生等

世帯G

通信制



国公立 36,500円



※扶養されていない

世帯H

通信制



国公立 36,500円

通信制



国公立 36,500円

世帯I

通信制



国公立 36,500円

通信制



国公立 36,500円



※扶養されている